

令和5年4月1日から

開発等申請手数料が変わります。

市では特定サービスを「利用する人」と「利用しない人」の負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、令和5年4月1日納付受付分から開発等申請手数料を改定します。改定後の手数料については下記の表をご参照ください。

申 請 内 容			手 数 料		
法第29条第1項または第2項の開発行為の許可申請の審査	開発行為の許可申請手数料	開発区域の面積(ha)	自己の居住のための開発行為	自己の業務のための開発行為	非自己用のための開発行為
		0.1未満	8,900円	13,000円	89,000円
		0.1以上 0.3 "	22,000円	31,000円	130,000円
		0.3 " 0.6 "	44,000円	67,000円	200,000円
		0.6 " 1.0 "	89,000円	120,000円	270,000円
		1.0 " 3.0 "	130,000円	200,000円	400,000円
		3.0 " 6.0 "	180,000円	280,000円	520,000円
		6.0 " 10.0 "	220,000円	350,000円	680,000円
		10.0 "	310,000円	490,000円	900,000円
法第35条の2の開発行為の変更許可申請の審査	開発行為の変更許可申請手数料(変更許可申請1件につき、右に掲げる額を合算した額が90万円をこえるときは、その手数料の額は90万円)	(ア) 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前号に規定する額に1/10を乗じて得た金額	既に許可を受けた区域に変更なく設計変更を行うとき(アに該当)	前号規定額 × 1/10	
		(イ) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する金額	区域の縮小に伴い設計の変更を行うとき(アに該当)	縮小後の面積に応ずる前号規定額 × 1/10	
			設計変更の理由が新たな土地の編入に起因するとき(イに該当)	増面積に応ずる前号規定額	
			区域の増加に伴いかつ、設計の変更を行うとき(アおよびイに該当)	(変更前の区域面積Bに応じる前号規定額×1/10) + (増面積に応じる前号規定額)	
		(ウ) その他	(ア)および(イ)以外の変更を行うこと	10,000円	

赤書=変更あり【裏面へ】

申 請 内 容			手 数 料
法第41条第2項 ただし書きの許 可申請の審査	市街化調整区域内 等における建築物 の特例許可申請手 数料		47,000円
法第42条第1項 ただし書きの許 可申請の審査	予定建築物等以外 の建築等許可申請 手数料		27,000円
法第43条の建築 等許可申請の審 査	開発許可を受けな い市街化調整区域 内の土地における 建築等許可申請手 数料	開発区域の面積 (ha)	
		0.1未満	6,700円
		0.1以上 0.3 "	18,000円
		0.3 " 0.6 "	38,000円
		0.6 " 1.0 "	67,000円
	1.0 "	93,000円	
法第45条の地位 承継の承認申請 の審査	地位承継の承認申 請手数料	承認申請をする者の行 おうとする開発行為	
		自己の居住のための ものおよび自己の業務 のためのものであって 開発区域の面積が1 ha 未満のもの	1,800円
		自己の業務のための ものであって開発区域 の面積が1 ha以上のも の	2,800円
	非自己用のもの	18,000円	
法第47条の登録 簿の写しの交付	開発登録簿の写し の交付手数料	用紙1枚	430円
施行規則第60条 の証明の審査	開発行為又は建築 に関する証明書の 交付の申請に対す る審査の手数料	1件につき	4,000円